

上越市生活応援クーポン券 取扱店舗募集！

募集
期間

令和
8年

3.23月 ▶▶ 7.31金

※登録店舗はホームページに掲載します。
※4/16(木)までの受付分は各世帯へ配布する
「利用可能店舗一覧」に掲載します。

上越市では、食料品等の物価高騰による家計負担の軽減および市内消費を促進するため、国の重点支援地方交付金を活用し、市民のみなさまが市内店舗等で利用できるクーポン券を発行します。ついては、クーポン券の取扱店舗を募集します。

取扱店舗募集概要

資格

対象事業者は以下のとおりです。

詳細について、必ず上越市ホームページの取扱店舗募集要領をご確認ください。

- ▶市内に事務所、事業所又は店舗を有すること
- ▶風営法第2条第5項に規定する店舗等の営業を行っていないこと
- ▶政治又は宗教活動等を目的とする事業を行う者でないこと
- ▶公序良俗に反する事業を行う者でないこと
- ▶暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- ▶市税を滞納していないこと

上越市ホームページ
はこちら▼



対象商品

事業者が取り扱う商品、サービス等

対象外

- 不動産又は金融商品
- たばこ
- 国税・地方税・使用料等の公租公課
- 商品券・プリペイドカード等換金性の高いもの

申請方法

下記のいずれかの方法で申請ください！

裏面の申請書やホームページ掲載の申請書に必要事項を記入し、申請！



メール



郵送



FAX



持参

「上越市電子申請システム」に必要事項を入力し、申請！
二次元コードまたは市のホームページからアクセスできます。



電子申請システム



取扱店舗登録申請をいただいた事業者に対し、審査ののち2週間を目途に決定通知書を送付します。
また、5月上旬に店舗掲示用のポスター（A3サイズ）やマニュアルの送付を予定しています。

クーポン券の概要

- 内容 市民1人当たり3,000円分（1,000円券×3枚）のクーポン券を配布します
（1,000円ごとに1枚使用可能）
- 使用期間 令和8年5月下旬～9月30日（水）
- 精算方法 「請求書（市指定様式）」と「クーポン券」を郵送または持参により市へ請求 → 指定口座へ入金

申請先

郵送：〒943-8601 上越市木田1-1-3
上越市 産業政策課 クーポン券事務局 宛
E-mail：coupon@city.joetsu.lg.jp
FAX：025-520-5852
持参：上越市役所木田第3庁舎
各総合事務所・南北出張所

問い合わせ先

〒943-8601 上越市木田1-1-3
上越市 産業政策課 クーポン券事務局
TEL：025-520-5837
E-mail：coupon@city.joetsu.lg.jp